

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案（仮称）の概要

平成 29 年 5 月
総務省自治行政局福利課

1 現行制度の概要

【Ⅰ. 育児休業手当金の支給期間の延長要件について】

- 組合員が育児休業等をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかった期間で育児休業等に係る子が 1 歳（保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が 1 歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合等（以下「要件」という。）に該当するときは、1 歳 6 か月）に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の 40/100（※）に相当する金額を支給することとされている。（法第 70 条の 2 第 1 項、規則第 2 条の 5 の 5）

（※）当分の間、「40/100」を「50/100（180 日に達するまでの期間については、67/100）」と読み替える暫定措置が講じられている。（法附則第 17 条の 2）

【Ⅱ. パパ・ママ育休プラス制度適用時における育児休業手当金の支給期間の延長要件について】

- 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の 1 歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業等をしている場合（以下「パパ・ママ育休プラス」という。）には、当該育児休業等に係る子が 1 歳 2 か月（要件に該当するときは、1 歳 6 か月）に達する日までの期間、育児休業手当金を支給することとされている。（手当の支給期間は、組合員、配偶者それぞれ最長 1 年間）（法第 70 条の 2 第 2 項）
- パパ・ママ育休プラスが適用されている組合員が、当該育児休業に係る子が 1 歳 2 か月から 1 歳 6 か月まで育児休業手当金の支給を受けようとする場合について、現行の地方公務員等共済組合法では、子が 1 歳に達する日後 の期間について、要件に該当するか否かの判断を行っている。
一方、雇用保険法では、上記の場合に子が 1 歳 2 か月に達する日後 の期間について、要件に該当するか否かの判断を行っている。

2 改正の概要

【Ⅰ. 育児休業手当金の支給期間の延長要件について】

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）の附則第 16 条による地共済法の改正（平成 29 年 10 月 1 日施行）により、当該育児休業に係る子が最長で 2 歳に達する日まで支給期間を延長し、育児休業手当金が支給されるようになることから、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号。以下「規則」という。）において、その子が 1 歳 6 か月から 2 歳に達する日まで支給期間を延長するための要件を定めるもの。
- 当該育児休業に係る子が 1 歳 6 か月に達した日後の支給期間の延長要件については、「総務省令で定める場合」に該当することとされているため、当該要件については、現行の 1 歳に達した日後から 1 歳 6 か月に達する日まで支給期間を延長する際の要件

を準用して規定することとする。（規則第2条の5の6を新設）

【Ⅱ. パパ・ママ育休プラス制度適用時における育児休業手当金の支給期間の延長要件について】

- パパ・ママ育休プラスが適用されている組合員において、当該育児休業に係る子が1歳2か月から1歳6か月まで育児休業手当金の支給を受けようとする場合の要件について、地共済法と雇用保険法で異なる取扱いとなっている。

これを踏まえ、地共済においても、組合員の利便性を高め、育児休業の取得促進を図る観点から、雇用保険法と同様の取扱いとなるよう規定を整備し、パパ・ママ育休プラスの場合の支給期間の延長について、当該育児休業に係る子が 1歳2か月に達する日後 の期間について、延長要件に該当するか否かの判断を行うよう規則の改正を行うもの。（規則第2条の5の5第2項を新設し、規則第2条の5の5第1項を読み替える。）

3 スケジュール

【Ⅰ. 育児休業手当金の支給期間の延長要件について】

- ・ 公布予定日 平成29年6月中旬
- ・ 施行日 平成29年10月1日

【Ⅱ. パパ・ママ育休プラス制度適用時における育児休業手当金の支給期間の延長要件について】

- ・ 公布予定日 平成29年6月中旬
- ・ 施行日 平成29年7月1日（予定）